

重要事項説明書
(南海医療センター附属居宅介護支援センター)

(事業所概要)

事業所名称	南海医療センター附属居宅介護支援センター
指定番号	4470501125
事業所所在地	佐伯市常盤西町12番6号
法人名	独立行政法人地域医療機能推進機構
管理者	古川武志
電話番号	TEL 0972-20-5090 FAX 0972-20-5091
事業内容	居宅介護支援
営業日・時間	月曜日から金曜日(8:15~17:00)
及び休日	ただし、祝日及び12月29日~1月3日を除く ※上記の他、電話により24時間常時連絡可能な体制をとります

(職員の配置状況)

管理者	1名(主任介護支援専門員と兼務)
介護支援専門員	2名(うち、主任介護支援専門員1名)
事務員	1名(兼務)

(居宅介護支援事業の目的及び運営方針)

- 1 要介護者の尊厳を維持し、可能な限り、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる様に適切な保健・医療・福祉サービスを、総合的かつ効率的に提供し、軽減又は悪化防止に努めるものとします。
- 2 事業の運営に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業所、地域の保険者・医療機関等との連携に努めるものとします。
3. 利用者の意志に基づいた契約であることを確保するため、ケアプランに位置づけるサービス事業所について、利用者の意志や自己決定を支援し、複数の事業所の紹介を求めることや、位置づけた理由を求めることが可能であることを説明します。
4. 当事業所の居宅サービス計画書に位置づけた、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです(別紙参照)。
5. 利用者が医療系のサービスの利用を希望する場合は、利用者の同意を得て主治医に意見を求め、また、医療と介護の連携のため、意見を求めた主治医にケアプランの交付を行います。
6. 入院時における医療機関との連携を促進するため、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名を医療機関に提供するよう依頼します。

(居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容)

- ①介護認定申請の手続きを行い、審査にて認定があり、介護保険証が届く
- ②居宅ケアマネジャーを選定
- ③居宅ケアマネジャーがご自宅への訪問、情報収集、契約を交わす
- ④市へ居宅サービス計画作成依頼届出書を提出
- ⑤居宅サービス計画書の原案を作成し、サービス確認の為に話し合いを行う
- ⑦居宅サービス計画書、サービス内容や料金等の同意
- ⑧サービス利用開始

(利用料金)

特別な場合を除き、介護保険より全額給付されるので利用者の負担はありません。
ただし、保険料の滞納等により保険給付されない場合は、月額の下記金額を頂きます。
(この場合は、サービス提供証明書を発行しますので、後日、市町村(保険者)の窓口
に提出を行うと全額払い戻しを受けることができます。)

(1) 基本料金

要介護1・2	10,860円
要介護3～5	14,110円

(2) 加算料金

- ・初回加算 3,000円
初回(新規)に居宅サービス計画を策定した場合、及び、要介護状態が2区分以上変更となった場合
- ・退院・退所加算(Ⅰ)イ 4,500円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ 6,000円
退院・退所加算(Ⅱ)イ 6,000円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ 7,500円
退院・退所加算(Ⅲ) 9,000円
退院や退所するにあたって病院や施設職員と面談を行い、必要な情報提供をうけ居宅サービス計画書を作成した場合
- ・入院時情報連携加算
入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,500円
入院した日のうちに医療機関へ必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算(Ⅱ) 2,000円
入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関へ必要な情報を提供した場合
- ・通院時情報連携加算(月1回を限度) 500円
・利用者が医療機関において、医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、居宅サービス計画に記録した場合
- ・ターミナルケアマネジメント加算 4,000円
・末期の悪性腫瘍があり、在宅にて主治医等の助言を得つつ、24時間連絡がとれる体制を確保し、利用者の状態やサービス変更の必要性を把握しながら、必要な支援を行った場合
・利用者又は家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅へ訪問を行った場合
- ・緊急時居宅カンファレンス加算(月2回を限度) 2,000円
利用者の病状が変化した場合に、医療機関の職員と在宅へ訪問し必要な調整を行った場合

(通常の事業の実施地域、及び、交通費)

通常の事業の実施は佐伯市全域とし、サービス地域であれば交通費は頂きません。

(ただし、離島につきましては船賃等の実費を頂きます。)

(人権の擁護、虐待の防止)

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止責任者 管理者 古川 武 志
- 2 必要に応じて成年後見制度の利用を支援します。
- 3 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに指針の整備を行います。
- 4 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及する為の研修に積極的に参加していきます。
- 5 事業者、または、居宅サービス事業者や養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待が疑われる場合には、速やかに、市町村に報告します。

(秘密保持及び個人情報保護)

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に洩らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の居宅サービス計画に沿って円滑にサービス提供するために実施されるサービス担当者会議及び利用するサービス提供事業者との連絡調整において必要な場合、あらかじめ文書により利用者または家族の同意を得るものとします。

(事故発生・相談・苦情の対応)

- 1 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。
- 2 事業者は利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。
- 3 事業者は作成を支援した居宅サービス計画に規定する居宅サービスに関する利用者からの苦情、相談等に対し関係機関に連絡するなど必要な援助を行います。
- 4 相談・苦情窓口
電話 0972-20-5090 (南海医療センター附属介護老人保健施設内)
担当者 介護支援専門員 山下 恵子

その他相談窓口

佐伯市 高齢者福祉課 介護保険係 TEL 0972-22-3117
大分県国民健康保険団体連合会 TEL 097-534-8475